

近代日本の医療活動にみる看護

山口 静子

多摩大学 医療・介護ソリューション研究所 フェロー

この度は明治維新（1868年）～第2次大戦終（1945年）までの間、近代日本の医療活動において看護活動はどのように展開したか検討する。

1. 医制（76条）の公布は1874（明治7）年である

江戸幕府は1854（安政元）年日米和親条約、日英、日露和親条約も結び開国する。その後、1867（慶応3）年大政奉還し、1868（明治元）年明治維新、五か条の誓文が出され、近代国家の施政が示された。明治政府は欧米と結んだ不平等条約を改めたく、欧米諸国の法律教育等の文明を知るため1871（明治4）年、特命全権大使岩倉具視を団長に48名を欧米に派遣。この中に長与専齋もいた。

明治初期の医療状況は伝染病の流行、不良薬品の横行、医学教育も統一がなく開業医10人中8・9人は漢方医、近代的な医療保険組織もなく報酬も混乱、富国強兵、殖産興業の政策のために、医療の近代化は政府の急務である。長与専齋は帰国後医務局長を命じられ、欧米の制度を手本とし日本の医療制度を定め、実行には急がず現状に即する方針を取る。

医制公布の目的は、①衛生行政機構の確立、②学制と一緒に西洋医学に基づく医学教育の確立、③この医学教育の上に医師開業免許制度の構築、④近代的薬舗制度の確立と医薬分業化、であった。医制は各種制度が整備確立すれば医制自体は役割を終了する。医制にて、医学教育と医師制度の重視は近代的な医療技術を習得した医師が登場しない限り、明治政府の衛生行政は進まないのであった。

2. 最初に医療制度の体系に記されたのは助産師である

江戸から産婆は職業化し、明治政府も早々に太政官布告（1868年）を発し自覚を促す。医制にも第50条～52条に規定されるが各地方の取締規則に委ねられていた。

①産婆規則の制定（明治32年勅令第345号）：各地方の取締、教育を統一するために公布され、7条産婆は妊婦産婦褥婦又は胎児生児に異常認めるとき医師の診察を請う。8条産婆は妊婦産婦褥婦又は胎児生児に外科手術を行い、産科器械を用い薬品を投与、指示をしない。但し消毒を行い、臍帯を切り浣腸をすることはこの限りにあらず。産婆の新規営業は全て試験合格が要件となる。

②看護婦規則の制定（大正4年内務省令第9号）：看護婦活動が認識されたのは維新时期である。西南の役、日清日露戦争を経て著しく看護婦の需要が高まる。そのため看護教育は明治20年前後に始まり、桜井女学校、共立東京病院、同志社病院、東京帝国大学病院、日本赤十字社、聖路加病院にあった。この看護婦増加と全国的な教育業務を規制するため、大正4年に統一的な法規に看護婦規則が公布された。この規則中、1条看護婦とは公衆の儒に応じ傷病者又は褥婦の看護業務をなす女子をいう。6条看護婦は主治医の指示ある場合の外、被看護者に対して治療器械を使用し又は薬品を授与・指示を為すことを得ず。この規則の制定に伴い「私立看護婦学校養成所指定規則標準」も定められた。

③保健婦規則の制定（昭和16年厚生省令）：衛生行政は満州事変以降国民体力向上から指導行政的な性格を帯びる。保健所法（昭和12年法律42号）、国民体力法（昭和15年法律105号）、国民優生法（昭和15年法律107号）制定に伴い、国民保健事業の第一線担当者に保健婦活動は期待された。実際に大正12年関東大震災直後、恩寵財団済生会病院では罹災者のために訪問看護を行い、聖路加国際病院では母子保健指導を中心に家庭訪問が行われた。昭和12年施行の保健所法施行規則には保健所の職員として「保健婦」の名称が明記され、保健婦の普及を図る保健婦制度の制定が望まれた。

④国民医療法の制定（昭和17年法律70号）：昭和17年医療制度の改革があり、医師法その他医療関連法は統合され、保健婦助産婦看護婦は医師、歯科医師、薬剤師と同様に医療関係者と規定された。国民医療法は保健婦助産婦看護婦に関することは実行されなかった。昭和20年その委任命令として、保健婦規則が制定（昭和20年厚生省令第21号）された。昭和22年助産婦は産婆規則の名称を変えた助産婦規則、看護婦の看護婦規則はそのまの法律として発足。その後看護は保健婦助産婦看護婦法の成立を迎えるのである。

3. まとめ

近代日本の医療活動を辿ると、医制は日本の方向性を定める医学医療を構築した。これからも日本の医療者と社会は、命と健康を守る医学医療を作り続けなければならない、と考える。